

# 旭川テニス協会慶弔規程

(目 的)

第1条 本規程は、旭川テニス協会会員の相互扶助と親睦を図る事を目的とする。

(規 定)

第2条 前条の目的のため次のとおり規定する。

(イ) 婚 姻

会員の婚姻には、祝電、祝金を贈呈する。

- 1) 入会3年未満の会員 祝電
- 2) 入会3年以上の会員 祝電及び祝金 5,000円

(ロ) 死 去

会員の死去に際しては、次のとおり規定する。

- 1) 入会3年未満の会員 弔電及び弔慰金 5,000円
- 2) 入会3年以上の会員 " 10,000円
- 3) 当協会役員を3年以上勤続の会員  
弔電及び弔慰金 10,000円と生花1基

(付 則)

第3条 本規程に該当しない事項が発生したる時は理事会において審議決定するものとする。

ただし、緊急を要する場合は正副会長と理事長で審議決定することができる。

(施 行)

第4条 本規程は平成3年3月4日より実施する。